

議案第130号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

平成24年9月12日提出

さいたま市長 清水勇人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
J 第470号線	60 42	4 30	さいたま市緑区道祖土四丁目516番6地先	さいたま市緑区道祖土四丁目516番1地先	
12864号線	66 90	4 00	さいたま市北区本郷町872番10地先	さいたま市北区本郷町872番6地先	
22522号線	339 90	6 00	さいたま市見沼区大字南中丸字久保462番14地先	さいたま市見沼区大字南中丸字久保452番2地先	
22523号線	19 97	6 00	さいたま市見沼区大字南中丸字久保462番18地先	さいたま市見沼区大字南中丸字久保452番11地先	
22524号線	68 52	4 50	さいたま市見沼区大字南中丸字山崎982番9地先	さいたま市見沼区大字南中丸字山崎983番17地先	
22525号線	100 78	4 50	さいたま市見沼区大字大谷字向原39番10地先	さいたま市見沼区大字大谷字向原26番2地先	
32694号線	40 80	4 00	さいたま市大宮区櫛引町一丁目582番40地先	さいたま市大宮区櫛引町一丁目582番35地先	
41688号線	69 17	4 00	さいたま市大宮区三橋二丁目31番2地先	さいたま市大宮区三橋二丁目21番1地先	